

令和4年 第5回
喜茂別町農業委員会総会 議事録
(令和4年8月17日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月17日（水曜日）午後6時00分 開会
午後6時20分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（8人）

会 長	9番	内 尾 勝 稔
職務代理者	1番	前 田 昌 明
委 員	2番	行 天 雄 也
	3番	渡 辺 雄 一
	4番	越 後 功
	5番	笠 井 孝 一
	6番	菊 地 光 男
	8番	辻 野 始

4. 欠席委員（1人）

7番 齊 藤 信 一

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3 議案第1号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
第4 議案第2号	農用地利用配分計画に対する意見の決定について
第5 議案第3号	令和4年度喜茂別町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	大 元 真
事務局 次長	大 迫 尚 樹
係 長	大 平 菜 央
主 事	平 手 大 貴

7. 会議の概要

・午後6時00分 開会

議長 (内尾会長)	<p>定刻となりましたので、これより、令和4年第5回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日、7番齊藤信一委員におかれましては、所用により欠席との連絡を受けております。よって、本日の出席委員は9名中8名であり農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告します。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において、笠井孝一委員、辻野始委員の両委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3 議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてご説明いたします。</p> <p>農地等の貸借権を合意解約した旨の通知書の提出があったので、通知の可否についてお諮りするものです。</p> <p>議案第1号別紙をご参照ください。</p> <p>(別紙により説明)</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することといたします。</p> <p>日程第5 議案第2号「農用地利用配分計画に対する意見の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第2号 農用地利用配分計画に対する意見の決定について</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画に対する意見の決定について」につきましてご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、喜茂別町から農用地利用配分計画案について、農業委員会の決定を求められましたのでお諮りするものです。</p>

別紙をご覧ください。

(別紙により説明)

以上で議案第2号の説明をおわります。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

ほかにありませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号については議案のとおり承認することといたします。

日程第6 議案第3号「令和4年度喜茂別町農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

●議案第3号 令和4年度喜茂別町農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定について

議案第3号、令和4年度喜茂別町農地パトロール、利用状況調査実施要領の制定についてご説明いたします。

本実施要領につきましては毎年制定しているところではありますが、本年の国の要領が示されましたので、そちらと整合を図り本年度の要領を制定するものです。

農地パトロールにつきましては、これまでも毎年取り組んでいるところですが、農業委員会として、遊休農地の発生防止・解消の前提として農地の利用状況の把握が不可欠であろうという認識のもと、地域の農地利用の総点検をするため農地パトロールに取り組んできました。

平成21年の農地法改正により、農地パトロールが利用状況調査という表現になりましたが、この利用状況調査を行わなければならないと規定されました。

さらには、平成27年の農業委員会法の改正により、農業委員会の必須事務に農地利用の最適化として遊休農地の発生防止・解消が加わったことから、農業委員会として本町の農地の利用状況について把握するため、この農地パトロールを実施するものです。

それとあわせて、他の必須業務であります違反転用の発見であったり、農地の適正な利用などを確認するため実施するものです。

農地パトロールにより、荒廃しそうな農地が発見された場合、所有者に対してその後の活用方法など確認することになりますが、適正な管理を怠ると最終的には課税強化の対象となり、固定資産税の増額や、贈与税の納税猶予の取り消しとなる場合もございます。

農地パトロールは、そうしたことを防ぐ第一歩となりますので、委員の皆様は、あらためて制度の趣旨をご理解いただき、業務にあたっていただきたくよろしく願います。

それでは、実施要領につきましては説明いたします。

(読み上げて説明)

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議 長	<p>事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第3号については議案のとおり承認することといたします。</p> <p>これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、令和4年第5回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
-----	--

・午後6時20分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものであるが、内容に正確であることを証する。

令和4年第5回喜茂別町農業委員会総会

令和 4年 8月17日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 笠 井 孝 一 (印)

会議録署名委員 辻 野 始 (印)